

## 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者候補者選定委員会 議事録

H27.10.26 14:00~

### 事務局

予定の時間が参りましたので、ただ今から宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。私は、当委員会の委員長が決定するまでの間、司会を担当させていただきます、漁港漁場課課長補佐の島崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の委員会は、議事録を作成するため、録音させていただいております。あらかじめご了解のほど、よろしくお願いいたします。

はじめに、開会にあたりまして、漁港漁場課長の清岡から、挨拶を申し上げます。

### 清岡課長

漁港漁場課長の清岡でございます。本日は、委員の皆様には、ご多用中のところ、選定委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、皆様方には、日頃より、県の水産行政に多大のご協力を賜り、あわせてお礼を申し上げます。

さて、宇佐漁港のプレジャーボート保管施設の指定管理者制度は、指定期間を1期3ヶ年としまして、平成22年度から導入、現在2期目の最終年度を迎えております。来年3月には、2期目が満了することから、本日の委員会で、平成28年4月以降の指定管理者候補を選定していただくことになります。

なお、指定管理期間につきましては、長期的な視点にたった管理運営を行っていただくとともに、指定管理者への参入意欲を高めるため、これまでの3年から5ヶ年間に延長することにしております。

また、宇佐漁港のプレジャーボート保管施設は、水面係留施設として12地区36箇所、479隻、橋田地区の陸上保管施設に100隻分がありますが、利用隻数は、近年のマリンレジャー人口の減少や、プレジャーボート所有者の高齢化などにより、減少傾向になっております。

しかしながら、県としましても、保管施設の機能向上を図りながら、あらたな指定管理者とともに、さらなるサービスの向上による利用者の獲得に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今回、県外を含めました民間事業者の参入意欲を高めるため、募集要項の一部に見直しや、指定管理期間の延長措置を講じましたが、前回同様、高知県漁協1団体のみとなっております。

審査の方法の詳細につきましては、のちほど事務局の担当の方から説明させていただきますが、応募団体によるプレゼンテーション、質疑応答の中で、委員の皆様には、あらゆる視点からのご意見をいただき、指定管理者候補として適当かどうか、ご判断をいただければと存じております。

それでは、よろしくお願いいたします。

### 事務局

まず、本日の配付資料の確認をさせていただきます。A4の配布資料でございます。資料1が次第でございます。資料2が委員会設置要綱、資料3が審査表、資料4が委員名簿配席図でございます。資料5が審議会等の会議の公開に関する指針、資料6が地方自治法第138条の4高知県情報公開条例第6条です。資料7が審査要領でございます。皆様揃っておりますでしょうか。

次に、本日の委員会の成立についてご報告いたします。本日は、5名の委員全員のご出席をいただきました。従いまして、宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者候補者選定委員会設置要綱第3条第4項の規定にあります、委員の半数以上の出席を満たしておりますので、本日の委員会は成立しております。

さて、当委員会は、事前に委員の皆様のご同意を得て、公開することを決定しています。その件に関しまして、事務局より説明申し上げます。

#### 事務局

事務局の漁港漁場課、新土居と申します。よろしく申し上げます。それでは、会議の公開・非公開についてご説明させていただきます。

県では、審議会等の会議を公開することにより、審議状況を県民に明らかにし、県政に対する理解と信頼、県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、審議会等の会議の公開に関する指針を定めております。本日の選定委員会も、この指針に規定する会議に該当するものと判断し、事前に委員の皆様にご連絡を取らせていただき、公開のご同意をいただきました。

お手元の資料5であります。審議会等の会議の公開に関する指針をご覧ください。当委員会の公開についてご説明いたします。まず、指針の2対象とする審議会等ですが、当委員会は、要綱等により知事の下に設置された機関であり、法律又は条例の規定により置かれる付随機関に準ずるものと位置づけられるため、2(2)に該当いたします。

次に、指針の3公開基準について説明いたします。会議は、原則として公開いたします。ただし、(1)(2)に該当する場合は、公開しないことができることとなっておりますが、当委員会はいずれにも該当しないと考えています。

指針の4をご覧ください。会議の公開・非公開の決定についてであります。指針の3公開基準に基づき、審議会等が委員の方々の協議により、あらかじめ決定することとなっております。委員の皆様には公開の同意をいただいております。

最後に、公開の方法について説明いたします。指針の5公開の方法等の(1)に書かれているとおり、会議の公開は、当委員会の傍聴を希望する方々に対して、傍聴を認めることにより行います。事務局として、傍聴席4人分の設置と、傍聴者への会議資料の提供を準備しています。また、(3)に書かれているとおり、会議終了後、会議資料、委員氏名、会議録、指定管理者候補者の名称及び総得点を、漁港漁場課のホームページで公開することとなります。ただし、委員の皆様のご個々の審査表は、開示請求があって初めて公開することとなります。

なお、本日お配りしました資料につきましては、県のプロポーザル方式の実施に関するガイドラインに従いまして、委員会終了後、事務局が回収させていただきます。ご了解のほど、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

#### 事務局

では、会議の公開について、何かご質問はございませんでしょうか。

ないようですので、次に委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お席の順番は、お名前の50音順となっております。石元委員から順番にご紹介いたします。

土佐市水産課長の石元様です。

#### 石元委員

よろしくお願いいたします。

#### 事務局

県の水産振興部副部長であります竹内様です。

#### 竹内委員

竹内でございます。よろしくお願いいたします。

#### 事務局

関西小型船安全協会高知県支部長の中村様です。

**中村委員**

中村です。

**事務局**

ボランティア団体野乃花倶楽部の森田様です。

**森田委員**

森田です。よろしくお願いします。

**事務局**

弁護士の和田様です。

**和田委員**

和田です。よろしくお願いします。

**事務局**

では、引き続きまして、委員長の選出に移らせていただきます。委員長の選出については、設置要綱第2条第3項の規定により、委員の互選により、選出することとなっています。つきましては、どなたか委員長に立候補される方、若しくは、ご推薦いただける方はいらっしゃいませんか。

**事務局**

ないようですので、事務局から提案させていただいて構いませんか。

**各委員**

異議なし。

**事務局**

それでは提案させていただきます。竹内委員に委員長をお願いしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

**各委員**

異議なし。

**事務局**

ありがとうございました。竹内様、恐れ入りますが、委員長席へ移動をお願いいたします。

委員長が選出されましたので、これからの議事進行につきましては、設置要綱第3条第3項の規定により竹内委員長をお願いいたします。それでは、竹内委員長よろしくお願いします。

**竹内委員長**

ただ今、委員長の任にあずかりました竹内でございます。委員の皆様には、会議の円滑な運営につきまして、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、次第に従いまして、委員会を進めてまいりたいと思います。まず、次第の5にあります審査方法につきまして、事務局の説明をお願いします。

**事務局**

はい。それでは事務局からご説明いたします。まず、お手元の配付資料3審査表をご覧ください。皆様には、この審査表の各評価項目について採点をしていただき、採点后、事務局が回収し、各委員の評点を合計します。この合計点が申請者の評点となります。

次に審査要領についてご説明いたします。配付資料7審査要領をご覧ください。1の審査全般についてですが、申請者の提出書類の中で、第2号様式事業計画書の各項目の記載内容を把握していただくことが、審査には重要と思われれます。加えまして、申請者によるプレゼンテーション、質疑応答

により、申請者の計画する業務の概要を再確認のうえ、採点をお願いいたします。なお（３）プレゼンテーションの順番の影響を調整する趣旨を述べていますが、今回の申請団体は１団体のみとなっていますので、考慮していただく必要はありません。

次に、２評価方法についてですが、（１）で審査表の１から４については絶対評価とすると記載していますが、申請者が１団体のみですのでこれも考慮する必要はありません。（２）の納付提案額のみ相対評価としていましたが、申請者が１団体のみのため比較対象がありませんので、申請者の得点は満点として事務局が審査表に事前に得点を入れています。

次に、３の採点方法ですが、評価項目ごとに、Ａ～Ｅの５段階評価でそれぞれ得点を記載しておりますので、この項目がＡと思えばその得点を、Ｅと思えばその得点をそれぞれ記入してください。４の評価項目・審査内容ごとの審査の視点ですが、ここでは、審査表の評価項目の審査内容ごとに、審査の視点を示しています。これを参考にいただき、審査表の審査内容と、申請者から提出された計画表の各項目の記載内容を照らし合わせたうえで、採点をお願いいたします。

裏面の方ですが、５の指定管理者の候補者の選定ですが、今回は申請者が１団体のため、（３）に記載のとおり、採点の後再度ご協議をお願いすることとなります。ただし、（４）に記載しておりますとおり、評点の最低制限基準を５００点満点で３５０点としていますので、これに達していない場合は、候補者に選定することはできません。

最後に、６情報公開等についてですが、当委員会に使用した資料、委員の皆様のお名前、会議録、指定管理者候補者の名称及び総得点は、漁港漁場課のホームページで公開することになります。また、開示請求があった場合は（２）に記載していますとおり、開示非開示を判断した上で、開示できる箇所は開示することになります。

事務局からは以上です。

#### 竹内委員長

はい。事務局の説明が終わりました。この審査方法につきまして、何かご不明な点はございませんでしょうか。

#### 森田委員

普通とか優れている、劣っているとかいうのは、どういうところまでを。県への納付提案額というのは、一応条件を満たしたから満点ということな가요ね

#### 事務局

はい。そういうことです。

#### 森田委員

その他に対しては、説明を聞いてということだと思いますけど。

#### 事務局

はい、そうですね。プレゼンを聞いて頂いて、委員の皆さんご自身の判断のなかで、Ｃが最も標準的、Ｂが優れている、Ａが特に優れているという考え方で評点して頂ければいいかと思います。

#### 竹内委員長

他にございませんでしょうか。

ないようでございますので、それでは次第に従いまして、次にまいりたいと思います。次第の６にございます応募団体のプレゼンテーションに移りますが、応募団体は、高知県漁業協同組合の１団体でございます。

それでは高知県漁業協同組合にプレゼンテーションをお願いしたいと思います。発表時間は、２０

分以内でお願いします。高知県漁業協同組合様、よろしくをお願いします。

#### 高知県漁協

この度、指定管理者制度の募集がございまして、また立候補というか申請させていただきました。その理由について簡単ですが申し上げたいと思います。漁協としましては、平成20年に漁協合併いたしましたして、高知県漁業協同組合となりまして、実際業務しておるのが宇佐統括支所ということになっております。宇佐統括支所というのは、近隣に深浦漁協と久通漁協、池ノ浦漁協、矢井賀支所、志和支所の五つの支所を統括している立場となります。そして平成22年より指定管理者ということでやらさしていただいております。そしてプレジャーボートとかで船舶所有者、漁業者の船の宇佐漁港内での事故の防止や事故の発生における迅速な対応を行ってまいりました。

漁協という性質上、県庁とか行政、土佐市、保安部、あと地元警察や消防と、日頃より情報の交換などは密に行っておりまして、緊急の対応とかも行える立場でございまして。今までやってきた指定管理者の業務について、窓口は宇佐の漁協の窓口でやっております。漁協ということで皆さんに船のことだけやなくて、銀行とか保険とか、あと市場自体も開設しておりまして、プレジャーの方からも船の係留以外にもいろんな相談を受けております。特に市場に魚を卸せないのかとか。あと、強制じゃないんですけど任意保険ですね。うちで入れということは言うておりませんが、そういうお問い合わせがあった時も、皆さんに紹介ができます。

今までやってきて、初めて船を持つという方がぼつぼつおられまして、どういうふうに船をしたらいいか分からん状態で船を持って来られる方がおるんですけども、そういう時には、うちの組合員さん、特に船を持っておられる方を雇っておりまして、ここにこうしたらどうやろかと、できる範囲ですけどもアドバイスができる状態になっております。

あと、宇佐漁港内というのは広いんですよ。港も何か所もございまして、どうしても巡回者だけではなかなか目が届かない。いろんな情報というのも、漁協ということで組合員さんが結構気をつけてもらって、うちのほうに連絡くれるような体制がとれております。それで、船が沈みかけているとかいう電話も年に何度かあります。漁協という立場で、組合員さんの協力を得られるというところが、防災というかそういう面で役立ってます。それと、通常営業日なんですけど、それは専門の巡回員さんが毎日視察というか、見て回っていただいております。そして、もし電話なりありまして、船が沈みかけてますよとか沈んでますよとかいう場合は、漁協の仕事になるかどうかは難しいんですけども、うちの従業員なりをおいて、あと船舶や必要な機材などを運用して、被害を最小限に防ぐ処置は行ってまいりました。

緊急時ですけど、営業時間外であっても携帯等の連絡手段によって、僕のほうに連絡が入るようになっておりますんで、その時は動ける状態じゃなかったら誰か代役を立てるというか、そういうふうな連絡網がございまして、それで迅速に対応を行ってまいりました。これからもそういうつもりで考えております。以上でございます。

#### 竹内委員長

はい。ありがとうございました。

それではだだいまのプレゼンテーションにつきまして委員の皆様方の質疑応答に移りたいと思います。何かご意見ご質問等ございましたらお願い申し上げます。

#### 和田委員

よろしいでしょうか。提出いただいた資料の中で、十分理解できなかったところをかみ砕いてご説明いただければと思うんですが、損害賠償への対応という項に関して保険加入とございますけれど

も、その保険契約の内容とかどういうふうなものでしょうか。

**高知県漁協**

損害賠償ということは相手に対する賠償ですけども、これはマリーナ、陸上保管施設での作業中に事故が起こって、相手の方の船舶を傷つけてしまったとか、そういう時のための賠償保険です。

**和田委員**

人身被害が起こったときは。

**高知県漁協**

従業員は労災になってきます。

**和田委員**

通行人がいるとかそういうふうなことも考えられなくもないような気もしますが。

**高知県漁協**

通行人がおる時は、作業中は入るんじゃないよと、危ないのでだめだということになっております。

**和田委員**

船舶そのものに被害が生じるという場合、保険金額なんかどうなってるんですか。

**高知県漁協**

金額は修理代としての見積りをいただいて、それで保険会社に。過去に一件ありました。修理代をこちらが全額補填するということになりました。

**和田委員**

保険金額の定めとかは、ご記憶にはないですか。

**高知県漁協**

定めですか。なんぼやったかな。上限は何千万とかだったと思いますけど。

**和田委員**

利用者の要望の把握に関してですね、漁協としての性質上、情報をえるというのは容易であるというふうな記載がございますけども、漁業者からの情報は入りやすいのかなという気はしますけれども、マリーナの利用者からの要望を汲み上げるために、なにか工夫されておられるようなことはありますか。

**高知県漁協**

マリーナ、あの陸上保管施設

**和田委員**

マリーナの利用者ですね。漁業者ではなくて。

**高知県漁協**

陸上保管施設と係留っていう二種類があります。マリーナのほうは専属の作業をする従業員がおりますので、その方にもけっこう話はしているみたいですよ。そちらの情報は入ってきますし、あと電話がかかってくる。やっぱり苦情等は。漁協ということで、ものすごい電話はしやすいらしいです。敢えてこちらから投書箱とかそういうようなことはしておりません。

**和田委員**

どういう類の要望が。

**高知県漁協**

要望は、マリーナと陸上保管施設での要望よりも係留施設、漁港ですね。その設備が古いというところ。あと外灯とかそういう類のところは要望として聞きますね。あとこれはプレジャーの方だけ

じゃないんですけども、場所によって港の入口が浅くなっておるとか、船の出入りが制限されるとか、駐車場の問題とか、やっぱり言われますね。

#### 和田委員

指定管理者として対応できるものとできないものがありますね。

#### 高知県漁協

いや、ほとんどができない、できんものが多いですね。どうしても年に何件か事故は起きるんですけど、それは船舶所有者自身の認識。自動車と違って船というのは24時間ぶらぶら浮きゆうもので、それを小さな紐で結んどるんで、それが切れたとか古びたとか、そういうのが原因で。なんで教えてくれなかったとか言われても、それは違うんじゃないかと。

#### 和田委員

現時点で、これまでの経験のなかで、いろんな要望等をお聞きになって、どうしてもこれは県に伝えて改善してもらわなければいけないというふうにお感じになつとるような部分はございますか。

#### 高知県漁協

そうですね、施設自体の老朽化ですね。あと、これは不備というわけではないんですが、最近思うのは、船舶が10年以上前と比べても大型化しとるんです。そうなってくると、ちゃんと線を引いて場所を決められとるわけではないんで、駐車場はだいたい線を引いておりますよね。1台ここにはまりなさいと。港って線を引くわけにいきませんので、そうした場合、10年前ここに20隻とまれました。でも船のサイズが変わったら20隻とめられませんかよと、大型の船は入りませんかよということで、今は空いてても入れるわけじゃなくて、そこにはサイズがおうたのしか入れられませんかということなので、けっこうお断りするのが多くなっています。

#### 和田委員

利用料金は船舶の大きさに関わらず同じでしょうか。

#### 高知県漁協

長さだけなんですよ。幅は関係なくて、係留場所にもよりますけれど長さで6メートルによって2段階です。あと、港の中にはABCってあって、場所的に、立地条件が悪い所と普通の場所。あと浮棧橋は設備がありますんでまた別の料金になります。

#### 和田委員

話は変わるんですけども、収支予算書の中で人件費については7人役ということで計上いただいているんですが、それぞれの方の役割分担はどういうふうになっておるんですか。

#### 高知県漁協

7人のなかで、マリーナに専属の作業員が2人います。巡回員として1人。あと事務作業については専属におるわけじゃないんですよ。

#### 和田委員

他の漁協の一般的な業務と掛け持ちみたいな。

#### 高知県漁協

漁協の業務もありますんで、それで按分ていうか、そういう感じでやらせてもらいました。

#### 和田委員

収支予算書のなかで、橋田マリーナの事務所の借上げの賃借料が段々減っていったというのは、これはどういうことなんでしょうか。

#### 高知県漁協

これは、建物がありまして減価償却です。今までちょっと考えていなかったんですけど、ちょっと厳しくなってきたもので。自己所有の建物なんですけども、その数字をいれて経費節減のほうに。

**和田委員**

減価償却費を計上しておる、借上げとは書いておるけれども減価償却でいいですか。

**高知県漁協**

いいです。

**和田委員**

減価償却費を年度年度で、経営上の理由もあって減らしていっておると、こういうことですか。

**高知県漁協**

そうです。減価償却費見合い分だけということで、賃借料みたいな感じでは計上してないです。

**和田委員**

全般的な事ですけど、この収支予算書、漁協さんとしての適正な利益というのがどこから生まれるんだろうという疑問があったんですが。

**高知県漁協**

微妙なところで、実際7人役の4人分になりますかね。そこでしかないです。

**和田委員**

私は以上でございます。

**竹内委員長**

他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

**中村委員**

今係留やってるわね。ちゃんと使用料は入りゆう。

**高知県漁協**

いや、やっぱり若干滞っている人も現実います。

**中村委員**

長いこと未納になればやね、その対処はどのように考えちゅうかと。

**高知県漁協**

定めというのが最近までなかったんですよ。なんとかせんと、うちもそれをずっと追わえて追わえて、じゃ裁判まで持っていかとかしよったら、なにしゆやら分かりませんので、土木事務所と話をして、あんまり言うても入れてくれん人は、土木のほうに報告して、次は許可やらんよと。土木さんのほうで不法係留の扱いで処理をしてもらえんろうかということで話は取り次いでます。

**中村委員**

そう。新たに入りたい人が出てきた場合、そういう人が支障になりやあせんろうかと。

**高知県漁協**

それは実際なると思うんですよ。一応あれは資産というか財産扱いになるんで、もしも自分らが動かして事が起こると賠償問題になってくるかもわからないので、それはできんので。法的に不法係留だよというところで土木で対応してもらおうかなということですよ。

**中村委員**

そこらへんがスムーズにいけば、日頃ご苦労やと思うんでね。私らも回らしてもらいゆうんでね。それともう一件いいですか。さきほど和田さんが言いよったように事務所の件。あそこの職員が二人おるわね。あそこをもっと清掃して綺麗にしてもらえんかと。私ね、海上保安部の交通部で県下を回

りゆう。ほんなら入れんわけよ。他はえいですよ。色々やってくれゆう。あその事務所だけは今まで入ったことがない。我々保安部が行ったときもスムーズに入って中で話ができるように。これはお願い。

#### 高知県漁協

中に応接室があるとかそういうんじゃないんですよ。椅子とがあるだけみたいです。

#### 中村委員

いつもその話になるわけよ。今回も年末の保安部のパトロールも行って、あそこも入ろうと思いうわけ。それまでにちょっと手を加えて掃除だけして綺麗にしてもろうたら。清水から甲ノ浦まで各マリーナ漁協を回りゆう。各マリーナ見たら、事務所をだいたい比較したら分かるわけ。そこだけはやってもろうたらね、我々が入った時、事務所に行って話ができるような、ちょっと掃除だけしてもらいたいと。これはお願い。またよろしゅうお願いします。

#### 高知県漁協

承知しました。

#### 竹内委員長

他にご意見等ございませんでしょうか。

#### 森田委員

清掃というがで、私もそういうがに関心を持たしてもらってますけど。いただいた書類の中に清掃と環境美化で、巡回による監視を行い美化に努めるって書いてますけど、具体的にどんなことがあったかなと思って。状況に応じた清掃の実施とあって、申請した書類の中に書いてますけど、具体的にどんなことをなさりゆうかなと思って。それこそ、その施設と施設の周辺だけやってても。忙しいことはわかっちゃうけど、もうちょっとなんとかならんろうかと思う。

#### 高知県漁協

もうちょっとなんとかとは。

#### 森田委員

ほんで具体的にどんなことなさりゆかなと思って。

#### 高知県漁協

指定管理者の世界かどうか微妙なんですけど、台風なんかのあと、大きな流木が流れてきます。一番大変なのはそこです。一番やばいところなんで。それこそ事故につながる代物で。やっぱりそういう自然災害のあととかいうのは、港の清掃ちゅうかあれですね。あとは、確かにちっこいゴミ1つまで拾うてまわるのはなかなかなんですけど、これ危ないというものは、連絡くれる時もあるし、そういう時は回収に行ってます。

#### 森田委員

確かに守備範囲が広いき、聞きよったらあその湾だけいっぱいあるもね。宇佐の前だけでも大変やろうけど、そこだけやったらまだましやろうけどね。ずっと中までいうたらなかなか。

#### 高知県漁協

これは指定管理とか漁協とかいう垣根を越えた話になってくるので。港の使い方というか。自然災害は致し方ないですけどもね。

#### 森田委員

陸だけじゃのうて、利用しゆう人全員が少しでも環境美化ということを考えてくれたら少しは違うように思うんやけど。

## 高知県漁協

わりと船を持つとる人は大丈夫なんです。細かく汚すのは釣りの人です。岸壁釣りの人です。土佐市の市議会議員さんからも質問状があるんです。ちょっと言いたいのは、捨てるほうはえいのかよと。捨てる方が捨てるにないって文句言われるのはおかしいんじゃないかと。

## 森田委員

どんな質問状捨てるにない、汚いいうて

## 高知県漁協

汚いとか、どうなるとるのごみ箱あるのとかありまして。捨てるにないから悪いのかよと。捨てるほうは不法投棄やないのかよと。

## 石元委員

そこらへんは、県の中央西土木の維持管理のほうと漁協とタイアップして美化に務めて努力していつて、ひどい状況になれば対応させていただいてるという回答書を、市議のほうにお渡しをさせていただきました。

## 森田委員

私がボランティアを始めさせてもらって10何年やけど、依然と比べたら、やっぱり10年前と皆の意識変わりましたもんね。周辺の不法投棄も随分少なくなったし、花触るのが嫌いやっていう人が花植えだしましたしね。そしたらその周辺が綺麗になつて。どこか行つてもやっぱり道路沿いに花なんか植えるつていうことがわりと一般的になりましたもんね。

## 石元委員

港の一斉清掃は年一回なんです。清掃の時なんか各理事会で協力していただいて、意識のほうも年々高まつてる感じも見受けられますし、依然と比べればですね、かなり。

## 森田委員

うん、ざっくり見たらね。

## 石元委員

反映しているんじゃないかなと思われますね。

## 森田委員

その中で漁協だけが特別につていうがやないけど、やっぱりみんなが意識の底上げつていうがで、しんどいろけんど、まあちょっと意識を。できんことはできんでしょうがないけど、まあやらんといかんけどなかなかできんなあつていうか、まあもうえい、うるさいできるか、また誰かが捨てるにと思うか、そこの微妙な差やと思います。できる時はやっぱりちょっとでも綺麗にして。

## 石元委員

ただ言われてたようになんか広範囲になりますので、指定管理業者だけではですね、なかなか対応しきれない部分があると思います。やっぱり、市なり県なり、あと地元の自治会なり協力いただいてですね、そこに住んでいる関係者が協力して美化に努めていくつていうようなことは必要じゃないかなつて思うんですが。

## 森田委員

前からいうたら釣りの人の不法投棄も量的には少のうなつちゅうと思いますね。前30分捨てるら、ごみ袋にどっさりありましたきね。それはちょっとなくなりましたのでね。けど、それでも細かいこと言いよつたらあるので。めげずによろしく。

## 中村委員

森田さんが言う陸上の場合とちごうて、海は海洋船防止協定、その法律に照らして罰則をやりゆうわけ。陸上の場合はね、なかなかそういうわけにはいかんろうと思うがよ。うちはみかんの皮1つ浮いても8千円罰金取ってます。それくらい厳しくやって海を綺麗にしようとお金の問題じゃないきね、意識の問題でね。海もそうやって随分綺麗になったわね。

**森田委員**

海も陸も、どっこもやっぱり一緒やきね。人が住むところやきね、やっぱり汚い所より綺麗な所へ住んじよったら、みんな気持も元気になってくる。

**竹内委員長**

他にございませんでしょうか。

ないようでしたら漁協さんに対する質疑はこれで終わりたいと思います。柿本さんどうもありがとうございました。

**高知県漁協**

ありがとうございました。

**竹内委員長**

それでは、資料3の審査表により採点をお願いしたいと思いますが、審査の前に、何かご意見等ございましたらお願いをします。

**石元委員**

記載はボールペンで鉛筆ではいかんですか

**事務局**

いや、鉛筆でも構いません。

**森田委員**

申請者の名前って、上にある名称だけ書いたらえいがですよね高知県漁業協同組合って。

**事務局**

そうです。

**和田委員**

評価に○印つけるとかいう必要性はないんですよね。

**森田委員**

数字だけ書けばいい

**事務局**

はい、数字だけでけっこうです。

**竹内委員長**

よろしゅうございますでしょうか。それでは、審査をお願いしたいと思います。採点が終了しましたら、事務局のほうで回収をします。

(集計)

**竹内委員長**

それでは再開いたします。採点の結果でございますが、高知県漁業協同組合の点数は、500点満点中、お手元でございますとおり433点でございます。審査要領5の(4)に規定されております「最低制限基準」を満たしていることをご報告します。

ただし、応募団体が1団体でしたので、設置要綱第4条第3項の規定によりまして、指定管理者の候補者として選定するか否かにつきまして、委員の皆様、あらためて協議をお願いすることとなり

ます。それでは、皆様、協議をよろしく願いいたします。

#### 各委員

(意見なし)

#### 竹内委員長

格段ご意見等ございませんでしょうか。ないようでしたら、候補者として選定するという  
ことで、ご理解いただいとということによろしゅうございますでしょうか。

#### 各委員

異議なし。

#### 竹内委員長

それでは、高知県漁業協同組合を、宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者の候補者として  
選定することを決定いたします。これで、本日の日程はすべて終了いたしました。委員の皆様、円  
滑な会議の運営にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

#### 事務局

竹内委員長、議事進行ありがとうございました。なお、この委員会に係る資料は、先に事務局から  
説明しましたとおり、すべて回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者候補者選定委員会を閉会いたします。そ  
れでは最後に、漁港漁場課長の清岡から閉会の挨拶を申し上げます。

#### 清岡課長

委員の皆様、どうもありがとうございました。今後の日程につきましては、今日、選定いただきま  
した高知県漁協を、指定管理者として指定する議案を、12月県議会に提出させていただきます。議  
決が得られましたら、そのあと2月中旬に、指定管理者として基本協定書を県漁協のほうと締結させ  
ていただいて、4月1日から、宇佐漁港のプレジャーボート保管施設の管理運営をしていただくこと  
となります。

県としましても、指定管理者に対して十分な指導を行って参りますので、皆様方につきましても、  
どうぞこれからも、よろしくお願いいたします。

どうも本日は、ありがとうございました。